

餘妻私欲  
 十位年或倍倍三十五至六十...  
 然妻妾即如藥用者...  
 此而能領新又一年則...  
 三、地事身...  
 勿論海國...  
 夫學問...  
 此一時...  
 丁巳四月十二

去職心  
 推心トハワサ中心ト云事ニテ...  
 成日揚子...  
 打越ノ遊ヒ...

報氣  
 此ハ人ノ...  
 報氣ニ思フ...  
 ハ折前...  
 ナナナ...  
 コレナ...  
 ノノコ...

上部分

處ノノ...  
 右ノ後...  
 心ノ...  
 出...  
 俗人...  
 新...  
 トモ...  
 堅...  
 所アル...  
 右...  
 貨...  
 何...  
 君...  
 皮...  
 定...  
 何...  
 シ...

如舊...  
 呼十...  
 自十...  
 究問...  
 岳紀...  
 岳紀識、時年二十又四、

下部分

(本文省略)  
 (跋文)  
 右啓發録、距今十許年前、余所  
 手記也、其言雖淺近、顧當憤  
 悲之奮且厲、反非今日所及也、近頃  
 偶檢旧寶獲之、因淨写一本、示愛  
 友子兼及弟持卿、以為啓發地、嗚  
 呼十年前既如彼、而今日如此、則  
 自今十年之後、其將何如乎、緇  
 閭聞不覺赧然、丁巳單月、景  
 岳紀識、時年二十又四、

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

志士たちの書画

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 18

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 株式会社 東京美術

翻訳 横溝廣子

発行 宮内庁

平成十年一月十日発行

© 1998, Museum of the Imperial Collections